

ANA JCBカード会員特約(法人用)

第1条(名称)

本カードは全日本空輸株式会社(以下「当社」という。)と株式会社ジェーシーピーまたは株式会社ジェーシーピーおよび株式会社ジェーシーピーの指定するカード発行会社(以下「JCB」という。)が提携して発行するものでANA JCB法人カード(以下「本カード」という。)と称します。

第2条(会員)

- 1.本特約、別途JCBの定めるJCB会員規約および別途当社が定めるANAマイレージクラブ規約(以下併せて「規約等」という。)を承認のうえ入会を申し込み、当社およびJCB(以下「両社」という。)が認めた官公庁、企業、団体または個人事業主(以下「法人等」という。)を法人会員といたします。
- 2.法人会員が予めカードの使用者として指定し、規約等を承認のうえ入会を申し込み、両社が認めた方をカード使用者といい、JCBはカード使用者に本カードを貸与します。
- 3.法人会員とカード使用者を併せて会員といたします。
- 4.カード使用者のカード使用による代金の支払い、その他カードより生ずる一切の責任は法人会員が負うものとします。

第3条(年会費)

会員は、当社に対して所定の年会費を支払う場合は、JCBカード利用代金と同様の方法で支払うものとします。

第4条(提供サービスと利用)

- 1.当社(当社のグループ会社を含む。)が提供するサービスおよびその内容については、当社が書面その他の方法により通知または公表します。
- 2.会員は、サービスの利用等に関する規定等がある場合はそれに従うものとし、また、サービスを利用できない場合があることを予め承認します。
- 3.会員は、当社が必要と認めた場合には、当社がサービスおよびその内容を変更することを予め承認します。
- 4.会員は、当社が提供するサービスを受ける場合、当社所定の方法により利用するものとします。

第5条(ANAマイレージ移行)

- 1.会員は、JCBが実施するOki DokiポイントプログラムのOki Dokiポイント(以下、「Oki Dokiポイント」という。)を当社が実施するANAマイレージクラブのマイルへ移行すること(以下「マイレージ移行」という。)ができます。
- 2.マイレージ移行のレートは、本項のとおりとし、両社所定の方法で会員が指定するものとします。なお、本項のレートでの移行は、本カードで獲得したOki Dokiポイントに限り、他のJCBカードで獲得したOki Dokiポイントと合算しての移行はできません。
1 Oki Dokiポイント=10マイル
- 3.会員は、毎年4月1日～翌年3月31日の期間において第2項のレートにてマイレージ移行を行った場合、マイレージ移行回数にかかわらず、初回のマイレージ移行を行った翌々月の約定支払日に、JCBに対してJCBが公表する移行手数料を支払うものとします。なお、当社またはJCBの責に帰すべき事由によらない退会または会員資格を喪失した場合、すでにお支払い済みの移行手数料はお返ししません。また、ゴールドカードは移行手数料を免除するものとします。
- 4.会員は、マイレージ移行を希望するつど、会員が両社所定の手続きにてマイレージ移行を申し込むことにより、申し込みごとにマイレージ移行することができます。

第5条の2(Oki Dokiポイント返還時のポイント種別)

JCB所定のOki Dokiポイントプログラム利用規定および付随する特約または規定等(以下併せて、「Oki Dokiポイントプログラム利用規定等」という。)に基づき、本カードで獲得したOki Dokiポイントと以下の各号のプログラムまたはサービスの特典等との交換等の受付後、Oki Dokiポイントプログラム利用規定等で認めるOki Dokiポイントの返還がなされる場合、Oki Dokiポイントプログラム利用規定等の定めにかかわらず、当該ポイント交換等の受付時に減算したポイント種別(通常獲得ポイントまたはボーナスポイント)と同じ種別且つ減算したポイント数と同数のポイントをJCBが法人会員に付与する方法で返還されます。

- (1)JCB所定のOki Doki Shopping「JCBカード パートナーポイントプログラム」特約に定める商品購入等の代金の一部または全部の支払いへの利用
- (2)JCB所定のOki Dokiポイント(MyJCBクーポン併用)スターバックスカードチャージサービス利用規定に定めるOki Dokiポイントの移行によるスターバックスカードへのチャージサービス
- (3)デジタルギフト(デジタルコードで提供される商品)

第6条(会員情報の取り扱いおよび開示・訂正・削除)

- 1.法人会員および入会を申し込まれた法人等(以下併せて「法人会員等」という。)ならびにカード使用者およびカード使用者として入会を申し込まれた方(以下「カード使用者等」といい、「法人会員等」と「カード使用者等」を併せて「会員等」という。)は、当社が会員等の会員情報(本項(1)に定めるものをいう。)につき、必要な保護措置を行ったうえで以下のとおり取り扱うことに同意します。
 - (1)当社のサービスを提供するために、以下の会員等に関する情報(以下「会員情報」という。)を収集、利用すること。
 - ①法人名、法人代表者、所在地、電話番号等、法人会員等が入会申込時および第7条において届け出た事項。
 - ②氏名、生年月日、住所、電話番号等、カード使用者等が入会申込時および第7条において届け出た事項。
 - ③会員等のカードの利用内容。(第8条において共有する情報)
 - ④入会承認日、有効期限等、本カードの契約内容。
 - (2)宣伝物の送付等、当社の営業に関する案内をする目的で、会員情報を利用すること。ただし、会員が当該営業案内などについて中止を申し出た場合、当社は業務運営上支障がない範囲で、これを中止するものとします。(中止の申し出は本特約末尾に記載するお問い合わせ先に連絡するものとします。)
 - (3)当社の業務を第三者に委託する場合に、委託業務の遂行に必要な範囲で、会員情報を当該業務委託先に預託すること。
- 2.会員等は、当社に対して、自己に関する会員情報を開示するよう請求することができます。(開示の請求は本特約末尾に記載するお問い合わせ先に連絡するものとします。)万一登録内容が不正確または誤りであることが判明した場合には、当社はすみやかに訂正または削除に応じるものとします。
- 3.会員等は、本特約末尾に記載する当社のグループ会社が、第1項(1)の会員情報を、本特約末尾に記載する当社のグループ会社がANAマイレージクラブ会員規約に記載する「個人情報の取扱い」に準じ、利用することに同意するものとします。(共同利用に関する問い合わせは本特約末尾に記載するお問い合わせ先に連絡するものとします。)

第7条(届出事項の共有)

法人会員が、当社またはJCBに対して届け出た法人名、法人代表者、所在地、電話番号等について、あるいはカード使用者が氏名、住所、電話番号等について変更があり、当社またはJCBの一方に対して変更の届け出があった場合には、当該届出いただいた情報について、両社の間で共有することに、会員は予め同意するものとします。

第8条(利用内容の共有)

会員は、当社が会員に対してサービスを提供する必要がある場合において、会員の本カードの利用内容を、両社において共有することに予め同意するものとします。

第9条(会員資格の喪失)

会員が当社会員資格またはJCB会員資格のいずれかを喪失した場合は、本特約による会員資格も喪失するものとします。

第10条(JCB会員規約と本特約の関係)

本特約に定めのない事項については、JCB会員規約が適用されるものとします。

<お問い合わせ先>

当社に対する会員情報の開示、訂正、削除などの会員情報に関するお問い合わせについては下記宛に郵送により受付をしています。

ANAマイレージクラブ個人情報取扱い担当行

〒141-8411 東京都葛飾区大崎郵便局私書箱20号

<グループ会社>

第6条第3項のグループ会社は次のとおりとなります。

- ・ANAあきんど株式会社
- ・ANA Sales Americas
- ・ANAホールディングス株式会社
- ・株式会社エアージャパン
- ・ANAウイングス株式会社
- ・ANA X株式会社

(TK061806・20240401)